

小矢部市空き家等の適正管理、活用に関する条例について

1 条例制定の背景

このたびの条例制定の背景としては、近年、適切に管理されていない空き家等が防災、防犯、衛生及び景観の保全等において地域住民の生活に影響を及ぼすなど、様々な面で社会問題化している現状があります。また、1人暮らしの高齢者住まいなど、今後、増え続けるであろう「空き家予備軍」に対する対応や空き家化を引き起こす人口流出、それに伴う地域活力の低下など、まちづくりの観点からも、空き家等の適正管理と活用の推進について総合的な空き家等対策が求められています。

このようなことから、空き家等の所有者等の責務を明確にし、管理不全な空き家等の改善に向けた指導等を的確に行うための条例を、平成27年1月1日より施行します。

2 条例制定の目的

このたびの条例制定の主な目的は、次の3点です。

- ① 安心かつ安全な生活環境の確保
- ② まちづくりの活動の促進
- ③ 地域の良好な景観の保全

3 目的達成の手段

条例の目的を達成するための手段として、次の2つを柱とします。

- ① 適正管理の徹底
- ② 有効活用の推進

4 目的達成の手法

条例の目的を達成するための手法として、次の取り組みを規定します。

- ① 市、空き家等の所有者等、自治組織及び市民等がそれぞれの役割を理解しながら連携し、かつ協力して空き家等の適正管理及び有効活用に取り組む。
- ② 市は、管理不全な空き家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告、命令、公表、代執行を行うことを規定し適正管理を強く促す。

5 条例の仕組み（流れ）

このたびの条例の仕組み(流れ)は、別紙(フローチャート図)のとおりです。

小矢部市空き家等の適正管理、活用等に関する条例

《条例の仕組み》

